

実技試験（資産設計提案業務）解答

【第1問】

問1 正解 3

1. × 50名の勉強会での他人の著作物の使用は、私的使用に当たらず著作権者の許諾が必要となる。
2. × 新聞記事にも著作権があり、たとえ参加費無料の講演会であっても許諾が必要となる。
3. ○ 官公庁の通達を引用する場合、官公庁の許諾は必要ない。
4. × 他人の著作物を引用する場合、自ら作成する部分が「主」で、引用する部分が「従」でなければならない。

問2 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) × (エ) ○

- (ア) × 消費者契約法における保護の対象は個人であり、法人は対象ではない。
(イ) ○ 消費者を誤認させる断定的判断の提供に当たり、取り消すことができる。
(ウ) × 契約締結時からの時効は、5年を経過した時である。
(エ) ○ 消費者を誤認させる不実告知に当たり、取り消すことができる。

【第2問】

問3 正解 1

1. × 個人向け国債10年物の金利は、変動金利である。
2. ○ 特定口座内（源泉徴収あり）の配当金と譲渡損失は損益通算できる。
3. ○ NISA口座内の配当金を非課税で受け取るためには、株式数比例配分方式を選択する必要がある。
4. ○ 毎月分配型といっても、毎月の分配金支払いが保障されているわけではない。

問4 正解 4

1. ○ 単元未満株主（※）は、定時株主総会の議決権を持たない。
※安西さんは、2020年3月末時点で、単元株未満の4,424,779株しかもっていない。
2. ○ 安西さんの平均購入単価
$$(10,000円 \times 5 \text{ ヲ月}) \div (4,424,779 + 3,759,398 + 3,378,378 + 3,906,250 + 4,854,369) \text{ 株}$$
$$= 2,460.245円 \rightarrow 2,460円$$

加瀬さんの平均購入単価
$$(9,040 + 10,640 + 11,840 + 10,240 + 8,240) \text{ 円} \div (4 \text{ 株} \times 5 \text{ ヲ月}) = 2,500円$$
$$2,460円 < 2,500円 \therefore \text{安西さんの購入単価が、加瀬さんの購入単価よりも低い。}$$
3. ○ 2020年3月末時点で加瀬さんは4株所有しているため320円配当金を受け取れる。
$$80円/株 \times 4 \text{ 株} = 320円$$
4. × 単元株未満でも売却はできる。

問5 正解 2

	費用の項目	費用の内容	
投資家が直接的に負担	購入時手数料	・購入時に販売会社に対して支払う ・(ア 同じ投資信託でも、販売会社ごとに手数料率が異なる場合がある)	
	信託財産留保額	・換金のために発生する運用資産の売却コストを、投資家自身が負担する趣旨である ・差し引かれた費用は(イ 信託財産に繰り入れられ、基準価格に反映される)	
投資家が間接的に負担	運用管理費用 (信託報酬)	・投資信託の信託財産の残高から、(ウ 日々、差し引かれる) ・料率は純資産総額に対する一定の料率が定められているのが一般的 ・配分先と費用の内容は下記のとおり	
		運用会社 (委託者)	・運用にかかる費用や報酬、目論見書や運用報告書などの作成費用
		販売会社	・購入代金、収益分配金、解約・償還金の取扱い等の事務費用
		(エ 受託会社)	・資産の保管や管理にかかる費用
	監査費用	・公認会計士等による監査の報酬	
	売買委託手数料	・投資信託の信託財産内の有価証券を売買する際の費用	

<解説>

(イ) 信託財産留保額として差し引かれた費用は、運用会社に支払われるのではなく、信託財産に繰り入れられ、投資信託の基準価格に反映される。

問6 正解 2

・個人が金地金を売却した場合の所得については、保有期間が(ア 5年)以内の場合、短期譲渡所得として課税される。 ・金地金の売買において、海外の金価格(米ドル建て)が一定の場合、円高(米ドル/円相場)は国内金価格の(イ 下落)要因となる。

<解説>

(ア) 金地金の売却益は、譲渡所得として総合課税の対象となる。そのため保有期間が5年以内の場合は、短期譲渡所得に区分される。

(イ) 円高の場合、ドル建て商品の価格は相対的に下がる。そのため金地金(米ドル建て)の売買においても円高は、下落要因となる。

【第3問】

問7 正解 4

価格の種類	公示価格	基準地標準価格	固定資産税評価額	相続税路線価
所 管	国土交通省	都道府県	市町村（東京23区は東京都）	国税庁
評価時点	毎年1月1日	毎年（ア 7月1日）	原則として基準年度の前年の1月1日。（イ 3年）に1度評価替え	毎年1月1日
評価割合	—	—	公示価格の（ウ 7割）程度	公示価格の（エ 8割）程度
目 的	・一般の土地取引の指標 ・公共事業用地の適正補償額の算定基準	・国土利用計画法による土地取引の適正かつ円滑な実施 ・一般の土地取引の指標	・固定資産税等の課税のため	・相続税や贈与税の課税のため

問8 正解 4

1. × 土地の所有者は権利部（甲区）に記載されているため、＜資料＞権利部（乙区）だけでは確認できない。
2. × 他の金融機関も、二番抵当、三番抵当というように設定することができる。
3. × 抵当権の登記は、債務を完済しても自動的に抹消されない。あらためて抵当権抹消登記が必要である。
4. ○ 債務の弁済が行われない場合、銀行は競売を裁判所に申し立てられる。

問9 正解 4

（ア）建築面積の最高限度は建蔽率を用いて計算する。指定建蔽率は、6/10であるが、防火地域内の耐火建築物であるため1/10緩和される。

$$180\text{m}^2 \times (6/10 + 1/10) = 126\text{m}^2$$

（イ）延べ面積の最高限度は容積率を用いて計算するが、設例のように、前面道路の幅員が12m未満の場合は次の1) 2) のうち小さいほうが限度となる。

- 1) 都市計画により定められた容積率（指定容積率）
- 2) 前面道路の幅員×法定乗数

1) $20/10$

2) $4\text{m} \times 4/10 = 16/10 < 1) 20/10$ したがって、16/10を適用する。

$$\text{延べ床面積の最高限度} = 180\text{m}^2 \times 16/10 = 288\text{m}^2$$

問10 正解 (ア) 2 (イ) 3 (ウ) 4 (エ) 5

		普通借家契約	定期借家契約
契約方法		制限はない	(ア 公正証書等の書面による)
契約の更新		(イ 賃貸人に正当事由がない限り更新される)	(ウ 期間満了により終了し、更新されない)
契約期間	1年未満の場合	(エ 期間の定めのない契約とみなされる)	1年未満の契約も有効である
	1年以上の場合	制限はない	制限はない

【第4問】

問11 正解 (ア) 8 (万円) (イ) 758 (万円) (ウ) 4,010 (万円)

- ・ 洋子さんが現時点で、糖尿病で12日間入院した場合（手術は受けていない）、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア 8）万円である。
- ・ 洋子さんが現時点で、初めてガン（悪性新生物）と診断され、治療のため26日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率20倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ 758）万円である。
- ・ 洋子さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ 4,010）万円である。

<解説>

(ア) 糖尿病により入院した場合、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>			
疾病入院給付金	入院5日目から	日額	5,000円
生活習慣病入院特約	入院5日目から	日額	5,000円

$$5,000円 \times (12日 - 4日) + 5,000円 \times (12日 - 4日) = \underline{8万円}$$

(イ) ガンによる入院・手術は、下記保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>			
特定疾病保障			500万円
疾病入院給付金	入院5日目から	日額	5,000円
生活習慣病入院特約	入院5日目から	日額	5,000円
手術給付金		入院給付金日額の20倍	
<保険証券2>			
ガン診断給付金			200万円
ガン入院給付金	入院1日目から	日額	1万円

$$500万円 + 5,000円 \times (26日 - 4日) + 5,000円 \times (26日 - 4日) + 5,000円 \times 20倍 + 200万円 + 1万円 \times 26日 = \underline{758万円}$$

(ウ) 交通事故で即死した場合は、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>	
終身保険	200万円
定期保険特約	2,800万円
特定疾病保障特約	500万円
傷害特約	500万円
<保険証券2>	
死亡給付金(ガン以外による死亡)	10万円

200万円+2,800万円+500万円+500万円+10万円=4,010万円

問12 正解 (ア) 3 (イ) 7 (ウ) 9 (エ) 13

リビングニーズ特約による保険金のお支払い

	保険金の支払事由	支払額	受取人
特約保険金	被保険者の余命が(ア 6ヵ月)以内と医師により診断された場合	死亡保険金額の範囲内で請求保険金額から請求保険金額に対する(ア 6ヵ月)分の(イ 保険料相当額および利息相当額)を差し引いた金額	原則として(ウ 被保険者)
	リビングニーズ特約による請求額は、保険金額の範囲内で一被保険者当たり(エ 3,000万円)を限度とします。		

問13 正解 2

1. × 契約者A、被保険者B、受取人Aの組み合わせで受け取る死亡保険金は、所得税(一時所得)の課税対象となる。
2. ○ 収入保障保険において2年目以降に受け取る死亡年金は所得税(雑所得)の課税対象となる。
3. × 収入保障保険において一時金受取を選択した場合は、相続税の課税対象となる。
4. × ガン保険におけるガン診断給付金は、非課税である。

問14 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) × (エ) ○

- (ア) × 任意自動車保険では、被保険者の妻にケガを負わせた場合、対人賠償保険の対象とならない。
- (イ) ○ 車両保険に加入しているため、大雨による水没の損害も補償の対象となる。
- (ウ) × おすすめプランAでは運転者年齢条件が35歳以上となっているため、22歳の息子の起こした対物事故は補償の対象とならない。
- (エ) ○ おすすめプランBでは、人身傷害保険が付加されているため、運転者のケガの治療費用も補償の対象となる。

【第5問】

問15 正解 (ア) × (イ) × (ウ) ○

- (ア) × 不動産所得の計算上、礼金は収入金額に計上しなければならない。
(イ) × 利息部分のみ必要経費となり、元本部分は必要経費として計上できない。
(ウ) ○ 敷金を返還した場合、必要経費に計上することはできない。

問16 正解 1

$$\text{退職所得} = \{ \text{退職一時金} - \text{退職所得控除額} (\text{※}) \} \times 1/2$$

(※) 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年) 勤続年数 1 年未満の端数は切り上げ

- ・ 退職所得 = $\{ 1,200\text{万円} - 940\text{万円} (\text{※}) \} \times 1/2 = \underline{130\text{万円}}$
(※) $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (22\text{年} - 20\text{年}) = 940\text{万円}$

問17 正解 1

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times \text{定額法の償却率} (\text{※1}) \times 4\text{月}/12\text{月} (\text{※2})$$

(※1) 届出しない場合の法定償却方法は、定額法となる。

(※2) 事業供用月数で月割り按分する。

$$\text{減価償却費} = 600\text{万円} \times 0.200 \times 4/12 = \underline{400,000\text{円}}$$

問18 正解 4

$$\text{総所得金額} = \text{雑所得} + \text{一時所得} \times 1/2$$

老齢厚生年金および企業年金は、雑所得となる。

- ・ 雑所得の金額 = 収入金額 (年金額) - 公的年金等控除額
= $310\text{万円} - 110\text{万円} (\text{※})$
= 200万円

(※) <速算表>65歳以上の者より 310万円は、330万円未満であるため、控除額は110万円となる。

生命保険の満期保険金は、一時所得となる。

- ・ 一時所得の金額 = 満期保険金 - 既払込保険料 - 特別控除50万円
= $250\text{万円} - 190\text{万円} - 50\text{万円} = 10\text{万円}$

総所得金額を計算する時、一時所得は1/2を乗じた金額を合計する。

- ・ 総所得金額 = $(310\text{万円} - 110\text{万円}) + (250\text{万円} - 190\text{万円} - 50\text{万円}) \times 1/2 = \underline{205\text{万円}}$
よって4が正しい。

【第6問】

問19 正解 (ア) 1 (イ) 6 (ウ) 7

木内さん：「相続発生後の手続きについて教えてください。」

高倉さん：「相続人は、相続の開始があったことを知った時から、原則として（ア 3ヵ月）以内に、相続について単純承認、限定承認、相続放棄のうちいずれかを選びます。その期間内に限定承認も相続放棄もしない場合は、単純承認したものとみなされます。」

木内さん：「限定承認や相続放棄をする場合はどうするのですか。」

高倉さん：「（イ 家庭裁判所）にその旨の申述を行います。」

木内さん：「被相続人の子どもが相続権を失うことはあるのでしょうか。」

高倉さん：「欠格や廃除によって相続権を失うことがあります。」

木内さん：「その場合、欠格や廃除により相続権を失った人の子どもに代襲相続は認められますか。」

高倉さん：「（ウ 認められます）。」

問20 正解 3

宅地等の区分	適用限度面積	減額割合
特定事業用宅地等※	400㎡	(ア 80) %
特定同族会社事業用宅地等		
特定居住用宅地等	330㎡	
貸付事業用宅地等※	200㎡	(イ 50) %

※特定事業用宅地等と貸付事業用宅地等については、一定の場合に該当しない限り、相続開始前（ウ 3）年以内に新たに（貸付）事業の用に供された宅地等を除く。

問21 正解 4,000（万円）

相続税の課税価格の合計額は以下の通りである。

	評価額	備 考
土 地	1,200万円	評価減特例適用後
建 物	700万円	
現預金	1,000万円	
死亡保険金	1,500万円	非課税控除後（※）
債務および葬式費用	▲400万円	控除
合 計	4,000万円	

（※）生命保険金等の非課税限度額＝500万円×法定相続人の数

法定相続人は、配偶者、長女、二女の3人となる。

よって生命保険金等の非課税限度額＝500万円×3人＝1,500万円

死亡保険金の課税価格＝3,000万円－1,500万円＝1,500万円

問22 正解 3

$$\text{税額} = (\text{贈与を受けた額} - \text{配偶者控除}2,000\text{万円} - \text{基礎控除額}110\text{万円}) \times \text{税率} (\text{※})$$

$$= (2,650\text{万円} - 2,000\text{万円} - 110\text{万円}) \times 30\% - 65\text{万円} (\text{※}) = \underline{97\text{万円}}$$

(※) 配偶者は直系尊属ではないため、＜贈与税の速算表＞(ロ) 上記(イ) 以外の場合、を用いる。

【第7問】

問23 正解 520 (万円)

$$\text{〇年後の予想額 (将来価値)} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$2\text{年後の基本生活費 } 510\text{万円} \times (1 + 0.01)^2 = 520.25\cdots \rightarrow \underline{520\text{万円}}$$

問24 正解 492 (万円)

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2023\text{年の金融資産残高} = 474\text{万円} \times (1 + 0.01) + 13\text{万円} = 491.74\cdots \rightarrow \underline{492\text{万円}}$$

問25 正解 4

1. × 教育一般貸付の貸付金利は、固定金利である。
2. × 海外留学資金以外の融資限度額は、学生・生徒1人につき350万円である。
3. × 申込人は、主に学生本人の保護者である。
4. ○ 子どもの人数に応じた世帯年収の上限額が設けられている。

【第8問】

問26 正解 13,865,000 (円)

毎年の受取額から現在の必要額を求めるには「毎年の受取額×年金現価係数」で計算する。

$$100\text{万円} \times 13.865 (\text{年利}1.0\%、15\text{年の年金現価係数}) = \underline{13,865,000\text{円}}$$

問27 正解 900,000 (円)

現在の額を複利運用しながら、毎年の受取額を求めるには「現在の額×資本回収係数」で計算する。

$$2,000\text{万円} \times 0.045 (\text{年利}1.0\%、25\text{年の資本回収係数}) = \underline{900,000\text{円}}$$

問28 正解 18,100,000 (円)

将来の目標額から現在の必要額を求めるには「将来の目標額×現価係数」で計算する。

$$2,000\text{万円} \times 0.905 (\text{年利}1.0\%、10\text{年の現価係数}) = \underline{18,100,000\text{円}}$$

【第9問】

問29 正解 1,850（万円）

$$\text{マンション土地価格} = \text{販売価格} - (\text{建物本体価格} + \text{建物消費税額})$$

マンション販売価格のうち消費税がかかるのは建物のみ（土地は非課税）であるため、消費税額150万円を10%で除せば、建物本体価格が求まる。 $150\text{万円} \div 10\% = 1,500\text{万円}$
よって土地価格 $= 3,500\text{万円} - (1,500\text{万円} + 150\text{万円}) = \underline{1,850\text{万円}}$

問30 正解 4

1. ○ 夫婦での収入合算を利用すると、借入金額を増やすことができる。
2. ○ ペアローンでは、夫婦二人で住宅ローン控除の適用が受けることができる。
3. ○ 他のローンが完済すると、住宅ローンの借入可能額が増える可能性がある。
4. × 収入合算の場合、契約は1本であるため団体信用生命保険は、主債務者一人しか付保できない。

問31 正解 (ア)○ (イ)○ (ウ)○ (エ)×

- (ア)○ 生命保険料控除は、所得控除として一定金額を所得金額から控除できる。
(イ)○ 医療費控除は、所得控除として一定金額を所得金額から控除できる。
(ウ)○ 住宅ローン控除は、税額控除として一定金額を所得税額から控除できる。
(エ)× 寄付金控除は、所得控除として一定金額を所得金額から控除できる。

問32 正解 3

＜設例＞〔保険〕より、収入保障保険Aの年金月額が15万円と分かる。

34歳（2020年10月1日）に死亡した場合、54歳（2040年10月1日）までの20年間（54－34）年金が支払われる。

$$15\text{万円/月} \times 12\text{ヵ月} \times 20\text{年} = \underline{3,600\text{万円}}$$

問33 正解 (ア)○ (イ)× (ウ)○ (エ)×

協会けんぽの被保険者が出産のために仕事を休み、給与の支払いを受けられなかった場合、出産手当金が支給されます。支給されるのは、出産の日以前（＊ 42）日から出産の日後（a 56）日までの間において、仕事を休んだ日数分となります。出産手当金の額は、休業1日について、支給開始日の属する月以前の直近の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額を30で除した額の（b 2/3）相当額となります。産前産後休業期間中の健康保険および厚生年金保険の保険料については、事業主の申出により（c 被保険者負担分および事業主負担分）が免除されます。また、この免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、（d 保険料納付済期間）として扱われます。

<解説>

- (ア)○ 出産日以前42日から出産日後56日までの間、支給される。
(イ)× 4分の3ではなく3分の2である。
(ウ)○ 被保険者、事業主双方が免除される。
(エ)× この免除期間は、保険料納付済期間として扱われる。

問34 正解 1

翔太さんは、厚生年金被保険者で、18歳未満の子（5歳）がいるため、遺族基礎年金と遺族厚生年金の双方が支給される。なお中高齢寡婦加算は、遺族基礎年金が支給されない40歳以上65歳未満の「子のない妻」だけに支給されるものであるので、設例の場合には支給されない。

【第10問】

問35 正解 1

＜青山家のバランスシート＞

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	2,780万円
預貯金等	2,430万円	事業用借入	5,320万円
投資信託	230万円		
生命保険（解約返戻金相当額）	780万円	負債合計	8,100万円
事業用資産（不動産以外）			
商品・備品等	460万円		
不動産			
土地（店舗兼自宅の敷地）	2,000万円	[純資産]	(▲160) 万円
建物（店舗兼自宅の家屋）	1,740万円		
その他（動産等）	300万円		
資産合計	7,940万円	負債・純資産合計	7,940万円

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータⅢ．青山家の財産の状況＜保有資産（時価）＞＜負債残高＞＜生命保険＞から、青山家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は7,940万円、負債合計は8,100万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も7,940万円となる。
- ③ 純資産を求める。
純資産＝負債・純資産合計－負債合計＝7,940万円－8,100万円＝▲160万円

問36 正解 4

死亡保険金（①）＋預貯金等（②）－事業用借入（③）＝残額

- ① 死亡保険金は、[資料3：生命保険] 保険金額より集計する。
2,000万円＋200万円＋2,000万円＋800万円＋300万円＋800万円（※）＝6,100万円
※注4より終身保険Cにおける災害割増特約の800万円を加算する
・終身保険Dは被保険者が倫子さんのため合算しない。
- ② 預貯金等は、[資料1：保有資産] 預貯金等より集計する。
1,870万円＋560万円＝2,430万円
- ③ 事業用借入は、[資料2：負債残高] より5,320万円と分かる。
※住宅ローンは、団体信用生命保険付きのため合算しない。
・残額＝6,100万円＋2,430万円－5,320万円＝3,210万円

問37 正解 2

預金保険制度で保護される上限額は以下の通りである。

- ・ 決済用預金は全額保護
- ・ 決済用預金以外は1 金融機関ごとに預金者1 人当たり元本1,000万円までとその利息

[名義：青山公一]

普通預金：110万円

定期預金：340万円

[名義：青山商店 青山公一]

当座預金：120万円

定期預金：500万円

$110万円 + 340万円 + 500万円 = 950万円 < 1,000万円$

決済用預金以外で保護される額は、950万円となる。

決済用預金は、当座預金の120万円となる。

よって $950万円 + 120万円 = \underline{1,070万円}$

※個人事業主の預金は、事業用、個人用ともに同一預金者として名寄せされる。

※外貨預金は預金保険制度の対象ではない。

問38 正解 (ア) 1 (イ) 4

「2020年分の公一さんの所得税の計算において適用を受けることができる配偶者控除の金額は(ア 0万円)です。一方、扶養控除の金額は(イ 63万円)です。」

<解説>

(ア) 倫子さんの所得は30万円であるが、宇野さんの合計所得金額は、<設例>Ⅳ、損益計算書、所得金額より1,100万円と分かる。よって納税者の合計所得金額が1,000万円超となるため、倫子さんは控除対象配偶者とはならない。

(イ) 長女の美和さんが21歳のため特定扶養親族(19歳以上23歳未満)にあたり、63万円となる。なお長男の博人さんは14歳(16歳未満)のため該当しない。

問39 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) × (エ) ○

(ア) × 労災保険は、すべての事業所で働く労働者に適用となる。

(イ) ○ 一定の中小事業主は特別加入により適用が受けられる。

(ウ) × 労災保険料は、その全額を事業主が負担する。

(エ) ○ 労災保険では、二次健康診断等給付を行っている。

問40 正解 2

1. ○ 記述の生年月日の男性、女性には、特別支給の老齢厚生年金は支給されない。よって原則通りの65歳からの支給となる。
2. × 受給資格期間は、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を含め10年以上である。
3. ○ 厚生年金に20年以上加入し、65歳時点で生計を維持してれば加給年金が加算される。
4. ○ 振替加算額は、1966年4月2日以後生まれの人には加算されない。